

# 若者夫婦世帯や子育て世帯の住宅取得を支援!

令和6年度 美浜町

※予算に限りがあります。

## 若者世帯住宅取得支援事業



住宅の 建設  
購入

に要する経費の  
100分の5の額

最大 **100** 万円を補助

### 主な補助要件

#### 次の要件を満たす方

- ☐ 住宅の建設又は購入に要する経費が**500万円以上**のもの
- ☐ 申請日において**夫婦ともに39歳以下**の世帯の場合は、**50万円（上限）**を補助
- ☐ **中学生以下の子どもと同居する子育て世帯又は町内建築業者を利用する場合は、さらに50万円（上限）を加算**
- ☐ 補助対象者が直接建設する住宅でない
- ☐ 国、県又は町等の他の事業で補助金等を活用していないこと

※この他にも要件がありますのでご注意ください。

### 申請書類

#### 申請には次の書類が必要です。

#### 住宅の建設補助

- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書兼同意書（様式第1号別紙）
- ☐ 工事請負契約書の写し
- ☐ 図面（配置図、平面図、立面図、床面積求積図等）
- ☐ 居住予定者全員の住民票の写し  
（町内業者利用の場合）
- ☐ 契約業者の登記簿謄本

**申請期限：9月30日**まで

#### 住宅の購入補助

- ☐ 補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第9号）
- ☐ 誓約書兼同意書（様式第9号別紙）
- ☐ 売買契約書の写し
- ☐ 図面（配置図、平面図、立面図、床面積求積図等）
- ☐ 居住予定者全員の住民票の写し
- ☐ 支払いしたことが分かる書類（領収書、振込明細書等）  
（町内業者利用の場合）
- ☐ 契約業者の登記簿謄本

**申請期限：11月30日**まで

#### 留意事項

※住宅の建設補助は、補助金の交付決定を受けるまでは建設工事に着手しないこと。  
※当該年度の3月1日までに建設工事及び当該工事に係る支払いを完了する必要がありますので、ご注意ください。  
※予算がなくなり次第終了いたしますので、ご了承ください。

### 【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室  
TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115  
メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

### 【町HP】

